

鎌ヶ谷市からの 重要なお知らせ



臨時措置

7/31（金）で終了

市指定ごみ袋の品薄状況は改善傾向にあるため、臨時措置を終了します。

市指定のごみ袋【燃やすごみ・プラスチック製容器包装類】に関する臨時措置については、7/31（金）で終了します。

市指定のごみ袋以外の袋が余っている方は、
8月31日（月）までにご使用いただくか、
「資源になるものの日」や「燃やさないごみの日」の時にご使用ください。

○注意事項

・9/1（火）以降、【燃やすごみの日・プラスチック製容器包装類の日】において、市指定のごみ袋以外の袋で集積所に排出した場合は、回収されませんので、ご注意ください。

・市指定のごみ袋については、一人でも多くの方が購入できるよう、今後も必要以上の買いだめ等、過度な購入は控えていただくようご理解ご協力をお願いします。

【問い合わせ】

鎌ヶ谷市クリーン推進課 TEL 047-445-1223